

## 千葉市人事委員会事務局サービス管理者等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する千葉市人事委員会事務局（以下「事務局」という。）の職員及び同条第3項第3号に規定する事務局の非常勤の嘱託員その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）の職務に係る倫理の保持及び服務規律の徹底を図るため、サービス管理者の設置等について必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(サービス管理者等の設置)

第2条 職員のサービス管理を厳正かつ適正に執行するため、事務局にサービス管理者及びサービス管理推進員を置くものとし、それぞれ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) サービス管理者 事務局長

(2) サービス管理推進員 次長

(サービス管理推進員の職務)

第3条 サービス管理推進員は、所属職員のサービスを管理し、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1) 職員の職務に係る倫理の保持及び服務規律の遵守に係る研修・啓発を企画し、これを実施すること。

(2) 前号に規定する研修・啓発について、別紙様式1により、年度当初に実施計画を策定し、当該年度の5月15日までにサービス管理者に報告すること。

(3) 不祥事が発生した場合に、次により対応すること。

ア 発生した不祥事の状況を把握し、速やかにサービス管理者へ報告するとともに、当該不祥事によって生じた問題に迅速かつ的確に対応すること。

イ 再発防止策を講ずるとともに、必要に応じて、職員に対して指導すること。

(4) 不祥事が発生するおそれがある場合に、その状況を把握し、速やかにサービス管理者へ報告するとともに、職員に対して指導するなど不祥事の未然防止に努めること。

(5) その他サービス管理に関して必要な措置をとること。

(サービス管理者の職務)

第4条 サービス管理者は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 前条第2号の規定によりサービス管理推進員から報告を受けた実施計画について確認を行い、必要に応じてサービス管理推進員に対して助言・指導をすること。

(2) その他サービス管理に関して、サービス管理推進員に対して、必要な助言・指導をするとともに、必要に応じて報告を求めること。

(3) サービス管理推進員がその職務を遂行するに当たり、必要な支援等を市長事務部局に要請すること。

(4) 第3条第2号に規定する報告について、千葉市サービス管理者等設置要綱第2条第1号

に規定する総括サービス管理者（以下「総括サービス管理者」という。）に送付すること。  
（５）不祥事が発生した場合に、必要に応じて総括サービス管理者に連絡すること。

附 則

この要綱は、平成２１年２月９日から施行する。ただし、第３条第２号の規定中実施計画の策定に係る部分は平成２１年４月１日から、前年度の実施結果の報告に係る部分は平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年５月８日から施行する。

研修・啓発実施計画報告書及び実施結果整理書

局（区）名：人事委員会事務局

【研修・啓発の目的、及び実施にあたり特に留意する点】

--

【研修】

実施計画（太枠内を報告）					実施結果		
実施時期 （予定）	課名	研修名	研修内容	講師	実施日時	参加人数	実施内容

計画策定時に記入

結果報告時に記入

【啓発】

実施計画（太枠内を報告）				実施結果	
実施時期 （予定）	課名	啓発内容	啓発方法	実施時期	実施内容

計画策定時に記入

結果報告時に記入